

「犯罪による収益の移転防止に関する法律」改正に伴うお取引時の確認について

「犯罪による収益の移転防止に関する法律」(以下「同法」といいます)にもとづき、口座開設、10万円を超える現金のお振込み等の際に、運転免許証等(以下「本人確認書類」といいます)によるお客さまの「氏名」「住所」「生年月日」等の確認に加え、「職業」「取引目的」等を確認させていただいておりますが(これを「取引時確認」といいます)、同法が改正され、平成 28 年 10 月 1 日より、確認方法が一部変更されることになりました。

取引時確認は同法により金融機関に義務付けられている事項であるため、取引時確認ができない場合、お取引をお断りすることがございます。

口座開設、10万円を超える現金による振込など「取引時確認が必要なお取引」を行う場合には、お客さまの確認へのご協力をよろしくお願い申し上げます。

「取引時確認」が必要な主な取引

次のお取引時に「取引時確認」をお願いさせていただきます。

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"> 1. 口座開設、および貸金庫、保護預りなどの取引を開始される時 2. 10万円を超える現金振込(外国送金を含みます)をされる時、10万円を超える現金を持参人払式小切手により受け取られる時 3. 200万円を超える現金・持参人払式小切手の受払い(外貨両替を含みます)を伴う取引をされる時 4. 融資取引をされる時 など |
|---|

これらの取引以外にも、お客さまに確認させていただく場合がありますので、ご協力をお願いいたします。

「取引時確認」の確認事項および確認書類

○従来の取引時確認事項

●平成 28 年 10 月 1 日からの変更・追加確認事項

	確認事項 ^{※1}	確認書類 ^{※2} (原本をお持ちください)
個人のお客さま	● 氏名・住所・生年月日	<ul style="list-style-type: none"> ・運転免許証、運転経歴証明書(運転経歴証明書は 24 年 4 月 1 日以降に交付されたもの) ・健康保険証 ・国民年金手帳 ・旅券(パスポート) ・在留カード 等のうちいずれか <p>※健康保険証、国民年金手帳等の顔写真のない本人確認書類をご提示いただいた場合、他の本人確認書類や公共料金の領収書のご提示等、追加のご対応をお願いさせていただきます。</p> <p>※ご本人以外の方が来店された場合には、来店された方について、本人確認書類にて氏名・住所・生年月日を確認させていただくことに加え、ご本人のために取引を行っていることを書面等で確認させていただくほか、当店所定の方法による確認をお願いすることがあります。</p>
	○ 職業	お持ちいただくものではありません(窓口等で確認させていただきます)
	○ 取引を行う目的	
	● 外国政府等において同法に定められた職位への該当 ^{※3}	
法人のお客さま ^{※4}	○ 名称 本店や主たる事務所の所在地	<ul style="list-style-type: none"> ・登記事項証明書 ・印鑑登録証明書 等
	○ 来店された方の氏名・住所・生年月日等	上記の「個人のお客さま」に記載されている確認書類、および法人のお客さまのために取引を行っていることを確認できる書面等
	○ 事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・登記事項証明書 ・定款 等
	○ 取引を行う目的	お持ちいただくものではありません(窓口等で確認させていただきます)

	<ul style="list-style-type: none"> ● 実質的支配者(議決権保有比率が25%超の方等)の氏名・住所・生年月日^{※5} 	<p>お持ちいただくものではありません(窓口等で申告にて確認させていただきますので、あらかじめ内容をご確認のうえご来店ください)</p> <p>※実質的支配者である方が、外国政府等において同法に定められた職位^{※3}であるかどうか合わせて確認させていただきます。</p>
--	---	--

- ※1 特定の国に居住・所在している方との取引等をされる場合などには、通常の場合と異なる確認をお願いするほか、資産・収入の状況を確認させていただく場合があります。
- ※2 すでに「取引時確認」手続を済まされたお客さまにつきましては、確認書類をご提示いただく代わりに、通帳・キャッシュカードのご提示などにより「取引時確認」をさせていただくことがあります。
- ※3 外国の政府等において同法に定められた職位(元首や日本の内閣総理大臣、その他の国務大臣に相当する方等)にある(またはあった)お客さま、そのご家族にあたるお客さま等とのお取引の際に、本人確認書類のご提示等、追加のご対応をお願いさせていただきます。
- ※4 事業内容等の確認のため、同法で定められた書類(上記)以外の書類のご提示をお願いすることがあります。また、国、地方公共団体、独立行政法人、上場会社などについては、一部取扱が異なる場合があります。
- ※5 議決権の25%超を直接または間接に保有するなど、法人のお客さまの事業経営を実質的に支配することが可能となる関係にある個人の方の氏名・住所・生年月日等を確認させていただきます。
 なお、過去に確認させていただいたお客さまについても、改正後の内容にもとづいて確認させていただく場合があります。